

「ドイツにおける弁護士賠償責任訴訟の現状と課題」 セミナー開催について

中央大学 日本比較法研究所

弁護士の職務行為にかかる損害賠償請求の請求原因、つまりは実体法上の根拠は、依頼者との関係では基本的には契約上責任ですが、その具体的な義務内容は、弁護士の基本的義務に止まらず、多方向への広がりを持っています。さらに、弁護士の職務行為にかかる依頼者以外の者（たとえば、相手方）による、弁護士に対する損害賠償請求については、そもそも実体的根拠はどこに求められ、その広がりはどこまでおよぶのでしょうか。

本セミナーでは、ドイツ連邦共和国の民事・刑事最上級裁判所である連邦通常裁判所（Bundesgerichtshof=BGH）の判事であり、同国マンハイム大学名誉教授である法学博士マルクス・ゲーライン（Markus. Gehrlein）氏を招請し、この点をめぐるドイツの法状況・議論状況および実務上の問題点ないしは課題を取り上げます。加えて主張や否認の具体化責任ないしは事案解明に関する当事者間での責任配分が、弁護士に対する賠償請求訴訟ではどのようなものかといった、訴訟法的観点からみた特徴と問題点を理論と実務の双方から概観し、その克服の模索について、実務の視点も合わせ論じていきます。

ゲーライン氏は、連邦通常裁判所において、弁護士賠償責任訴訟を担当する法廷に属し、いわゆる【生】の事件を扱うことで、ドイツ弁護士損害賠償責任法理の現実に精通しておられます。ケルン大学ハンス・プリュッティンク教授とともに民事訴訟法コメントルの編集にもあたっており、訴訟法的観点からみた弁護士賠償責任「訴訟」の問題点ないしは課題についても、単に実務家の視点のみならず、学理の面からの取り組みにも期待されるどころです。

奮ってご参加くださいますよう、ご案内申しあげます。

セミナー

「ドイツにおける弁護士賠償責任訴訟の現状と課題」 Anwaltshaftungsprozess in Deutschland heute

共催： 日本弁護士連合会

日時： 2019年10月1日（火） 午後6時～8時

場所： 中央大学駿河台記念館

*基調報告はドイツ語（通訳あり）

*詳細は日本比較法研究所ウェブサイトをご覧ください

https://www.chuo-u.ac.jp/research/institutes/comparative_law/

※当日参加も歓迎いたしますが、会場・資料準備のため

9月29日までに、ウェブサイトリンクしている

フォームまたはFAXにて事前申し込みをお願いします。

※問い合わせ先：日本比較法研究所事務局 TEL:042-674-3302

セミナー専用アドレス：ra2016@tamacc.chuo-u.ac.jp

